

令和6年度の荒廃農地面積
(令和7年3月31日現在)

(単位:万ha)

	今回新たに 発生した面積	農用地 区域	今回新たに 再生利用された面積	農用地 区域	再生利用が可能な 荒廃農地(A)	農用地 区域	参考値			
							再生利用が 困難と見込まれる 荒廃農地(B)	荒廃農地面積計 (A+B)	農用地 区域	
令和6年度	2.4	1.3	0.8	0.5	9.8	6.0	15.9	6.7	25.7	12.8
(参考)令和5年度	2.5	1.4	1.0	0.6	9.4	5.7	16.3	7.0	25.7	12.7

注 : 1 調査期日及び調査期間

荒廃農地の各面積: 令和7年3月31日現在

新たに発生した面積、再生利用された面積: 令和6年4月1日～令和7年3月31日

- 2 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった福島県下5町村（富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村、飯舘村）のほか、東京都下1村（小笠原村）の計6町村を除いた1,713市町村の調査結果を集計。
- 3 令和6年能登半島地震の影響により令和5年度調査を提出できず、令和6年度調査も行えなかつた石川県下4市町（七尾市、輪島市、珠洲市、穴水町）については、「再生利用が可能な荒廃農地」、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」及び「荒廃農地面積計」のみ令和4年度の荒廃農地面積（令和5年3月31日時点）の数値を用いて集計した。
- 4 令和6年能登半島地震の影響により令和6年度調査を行えなかつた石川県下4市町（金沢市、加賀市、宝達志水町、能登町）については、「再生利用が可能な荒廃農地」、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」及び「荒廃農地面積計」のみ令和5年度の荒廃農地面積（令和6年3月31日時点）の数値を用いて集計した。
- 5 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。
- 6 「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」のこと。
- 7 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することによって、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」のこと。農地法第32条第1項第1号の遊休農地と同じものを指す。
- 8 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」のこと。

令和6年度の都道府県別の荒廃農地の発生状況

(単位:ha)

都道府県名	今回新たに発生した面積	農用地区域	今回新たに再生利用された面積	農用地区域	再生利用が可能な荒廃農地(A)	農用地区域	参考値			
							再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B)	農用地区域	荒廃農地面積(A+B)	農用地区域
北海道	83	61	62	49	614	485	421	253	1,034	738
青森県	543	418	169	116	2,951	2,384	1,212	660	4,163	3,044
岩手県	302	216	231	165	1,664	946	1,444	843	3,108	1,788
宮城县	829	430	89	42	1,881	1,109	2,939	1,236	4,821	2,345
秋田県	66	64	68	63	304	281	136	109	441	390
山形県	86	71	44	39	1,057	876	859	595	1,916	1,471
福島県	1,204	707	367	248	8,333	5,398	4,387	2,222	12,720	7,621
茨城県	1,293	592	541	279	6,360	3,365	5,274	1,955	11,634	5,320
栃木県	213	116	117	64	870	541	1,117	359	1,986	900
群馬県	417	254	229	158	2,535	1,720	6,544	2,714	9,079	4,434
埼玉県	655	472	347	243	2,934	2,046	1,091	523	4,024	2,568
千葉県	1,588	880	513	314	8,132	4,215	3,776	980	11,908	5,195
東京都	49	19	52	23	553	283	2,361	764	2,914	1,047
神奈川県	362	181	68	33	800	423	998	291	1,798	714
山梨県	242	174	160	115	1,704	1,207	4,784	2,427	6,488	3,634
長野県	1,043	651	673	429	4,496	2,926	8,739	3,889	13,234	6,814
静岡県	588	382	208	117	2,651	1,657	4,655	2,613	7,306	4,269
新潟県	53	34	19	17	235	170	2,143	1,259	2,377	1,429
富山县	124	70	10	7	247	176	117	39	364	215
石川県	5	3	8	6	1,417	1,072	5,741	2,314	7,158	3,387
福井県	32	23	39	26	344	234	334	110	678	344
岐阜県	341	193	50	33	734	502	1,224	526	1,958	1,028
愛知県	772	380	200	138	2,604	1,555	2,249	385	4,853	1,940
三重県	633	326	233	95	2,969	1,618	2,661	575	5,631	2,193
滋賀県	154	117	84	48	800	593	1,185	581	1,985	1,174
京都府	79	17	19	13	127	58	481	186	608	244
大阪府	44	16	27	8	204	73	152	19	355	93
兵庫県	130	88	78	51	994	757	703	550	1,697	1,307
奈良県	76	34	50	27	640	277	823	323	1,463	600
和歌山县	588	486	197	130	993	666	2,341	1,742	3,334	2,408
鳥取県	283	186	66	48	1,107	786	2,372	711	3,480	1,497
島根県	1,224	322	125	91	1,270	671	5,745	1,694	7,015	2,365
岡山县	1,091	467	432	210	4,503	2,351	6,921	2,507	11,424	4,858
広島県	332	154	72	44	2,219	1,156	4,828	1,190	7,047	2,346
山口県	523	365	149	80	1,674	898	6,561	3,206	8,235	4,103
徳島県	174	131	61	48	1,512	1,084	1,744	1,108	3,257	2,192
香川県	557	258	92	66	1,314	776	6,669	1,696	7,983	2,472
愛媛県	1,150	688	139	68	1,725	983	12,180	5,236	13,905	6,219
高知県	194	98	51	35	840	519	1,201	361	2,041	880
福岡県	258	130	225	93	1,873	1,186	2,418	858	4,292	2,045
佐賀県	835	368	51	33	1,795	1,214	6,416	3,279	8,210	4,493
長崎県	1,037	599	444	280	2,822	1,570	11,616	5,134	14,439	6,704
熊本県	677	339	270	159	3,950	2,114	7,577	3,048	11,526	5,163
大分県	536	364	289	209	2,019	1,392	2,975	1,910	4,994	3,302
宮崎県	501	344	201	148	1,627	1,157	1,463	988	3,091	2,145
鹿児島県	1,135	633	389	246	5,147	3,001	5,969	2,770	11,116	5,771
沖縄県	580	379	438	367	2,452	1,914	1,128	674	3,579	2,588
全国	23,880	13,301	8,445	5,322	97,992	60,385	158,674	67,416	256,667	127,801

※ 調査日及び調査期間

荒廃農地の各面積：令和7年3月31日現在

新たに発生した面積、再生利用された面積：令和6年4月1日～令和7年3月31日

※ 数値は、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった福島県下5町村のほか、東京都下1村の計6町村を除く1,713市町村の調査結果を集計。

※ 令和6年能登半島地震の影響により令和5年度調査及び令和6年度調査を行えなかった石川県下4市町については、「再生利用が可能な荒廃農地」。

※ 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」及び「荒廃農地面積計」のみ令和4年度の荒廃農地面積（令和5年3月31日時点）の数値を用いて集計した。

※ 令和6年能登半島地震の影響により令和6年度調査を行えなかったが、令和5年度調査は完了していた石川県下4市町については、「再生利用が可能な荒廃農地」、

※ 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」及び「荒廃農地面積計」のみ令和5年度の荒廃農地面積（令和6年3月31日時点）の数値を用いて集計した。

※ 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

※ 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「披根、整地、区画整理、客土等により再生することによって、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」のこと。

※ 地震法第32条第1項第1号の遊休農地と同じものと指す。

※ 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」のこと。